

地方独立行政法人長野県立病院機構 組織規程

平成22年4月1日

規程 2-1

[沿革] 平成23年 1月24日規程 2-1-1=一部改正
平成23年 4月 1日規程 2-1-2=一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部事務局及び研修センター)

第2条 法人に、本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局に、経営企画課、職員課及び財務課を置く。
- 3 事務局に、前項に規定する課のほか看護学校対策室を置く。
- 4 事務局に、本部研修センター（以下「研修センター」という。）を付置し、位置は須坂市とする。

(事務分掌)

第3条 経営企画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 理事会及び役員に関すること。
- (2) 中期計画、年度計画に関すること。
- (3) 経営分析に関すること。
- (4) 医事指導、医療安全の推進に関すること。
- (5) 医療紛争・訴訟に関すること。
- (6) 治験、研究開発事業に関すること。
- (7) 広報、文書管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (8) 情報化及び電子化の推進に関すること。
- (9) 施設の新設及び改築に関すること。
- (10) 事務局内の他課の所管に属さないこと。

2 職員課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 組織、人事、職員採用に関すること。
- (2) 労務管理、労働組合に関すること。
- (3) 役職員の服務、給与、福利厚生に関すること。
- (4) 人事・給与システムに関すること。
- (5) 研修に関すること。
- (6) 労働安全衛生、職員健康管理に関すること。
- (7) 修学資金に関すること。

3 財務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法人の予算・決算に関すること。
- (2) 資金管理、財産管理（職員宿舎を含む）に関すること。
- (3) 財務会計システムに関すること。
- (4) 高額医療機器に関すること。
- (5) 監査に関すること。
- (6) 医薬品・医療材料購入及び委託契約に関すること。

4 看護学校対策室は、長野県の看護人材養成に係る検討会に関する事務をつかさどる。

5 研修センターは、研修の企画及び実施に関する事務をつかさどる。

(病院)

第4条 病院の名称及び位置は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）の定めるところにより、次の表のとおりである。

名称	位置
長野県立須坂病院	須坂市
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町
長野県立こども病院	安曇野市

(内部組織)

第5条 病院に、その事務を分掌させるため、診療部、看護部、医療技術部及び事務部を置く。

- 2 診療部は、医療及び保健指導に関する事務をつかさどる。
- 3 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 看護（訪問看護を含む。）に関すること。
 - (2) 助産に関すること。
- 4 医療技術部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 臨床検査に関すること。
 - (2) 診療放射線に関すること。
 - (3) 薬剤業務に関すること。
 - (4) 給食及び栄養指導に関すること。
 - (5) 臨床工学に関すること。
 - (6) 理学療法、作業療法、言語聴覚及び視能訓練に関すること。
 - (7) 臨床心理に関すること。
- 5 事務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 庶務及び会計に関すること。
 - (2) 医事事務に関すること。
 - (3) 医療社会事業に関すること。
 - (4) 院内の他部の所管に属さないこと。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、病院長は診療に関する組織を設けることができる。組織を設けたときは、病院長は速やかに理事会に報告するものとする。

(介護老人保健施設)

第6条 介護老人保健施設の名称及び位置は、定款の定めるところにより、次の表のとおりである。

名称	位置
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町

- 2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曾介護老人保健施設は長野県立木曾病院に付置する。

(内部組織)

第7条 介護老人保健施設に、その事務を分掌させるため、指導部、看護部及び事務部を置く。

- 2 指導部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 医療に関すること。

- (2) 機能訓練に関すること。
- (3) 療養上必要な相談に関すること。
- (4) 給食及び栄養指導に関すること。
- (5) 利用調整に関すること。
- 3 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 看護及び診療補助に関すること。
 - (2) 介護に関すること。
- 4 事務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 庶務に関すること。
 - (2) 料金事務に関すること。
 - (3) 所内の他部の所管に属さないこと。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、介護老人保健施設所長は介護に関する組織を設けることができる。組織を設けたときは、介護老人保健施設所長は速やかに理事会に報告するものとする。

(職及び職務)

第8条 事務局、病院及び介護老人保健施設に各号の表の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて右欄に掲げる職務を行う。

(1) 事務局

職	職務
局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
企画幹	企画調整事務の総括掌理又は局の技術に関する専門的事務の総括掌理
課(室)長	課(室)務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課(室)長の職務遂行の補佐、局務、課(室)務の整理及び次長又は課(室)長が特に命じた事務の処理
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
担当係長	次長又は課(室)長が指定する特定の事務の分掌
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
技師	
事務補助員	一般的な業務の補助業務
診療情報管理士	診療情報管理業務
保健師	保健指導業務
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
看護師	看護業務
医療コーディネーター	高度の知識経験に基づく特定の事務の調整に関する業務
安全衛生推進者	地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管
研修センター長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

副研修センター長	所長の職務遂行の補佐、所務の整理及び研修センター長が特に命じた事務の処理
研修主任	高度の知識経験に基づく研修に関する業務

(2) 病院

職	職務
院長	院務の掌理及び所属職員の指揮監督
副院長	院長の職務遂行の補佐及び院務の整理
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
企画幹	病院の技術に関する専門的事務の総括掌理
副参事	極めて高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
医師	医療業務
副看護部長	看護部長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理
看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務
看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
副看護師長	看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務
看護師	看護業務
准看護師	
助産師	助産業務
看護補助員	看護補助業務
介護福祉員	介護業務
科長	科務の掌理及び所属職員の指揮監督
薬局長	薬局務の掌理及び所属職員の指揮監督
主任医療技術専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務
医療技術専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務
臨床検査技師	臨床検査業務
診療放射線技師	放射線業務
薬剤師	調剤業務
管理栄養士	栄養指導業務
臨床工学技士	臨床工学業務
理学療法士	理学療法業務
作業療法士	作業療法業務
言語聴覚士	言語聴覚訓練業務
視能訓練士	視能訓練業務
臨床心理技師	臨床心理業務
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
次長補佐	事務部次長の職務遂行の補佐、部務の整理及び事務部長又は事務部次長が特に命じた事務の処理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
担当係長	事務部次長又は課長が指定する特定の事務の分掌
医療福祉専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な福祉相談業務
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務

主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
技師	
福祉相談員	福祉相談業務
精神保健福祉士	精神保健福祉業務
事務補助員	一般的な業務の補助業務
診療情報管理士	診療情報管理業務
医療秘書	医療秘書業務
保健師	保健指導業務
産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
安全衛生推進者	地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する職務
安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管

上記のほか、病院長は診療科務を掌理する担当部長等を置くことができる。担当部長等を置いたときは、病院長は速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

(3) 介護老人保健施設

職	職務
所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
医師	医療業務
医療技術専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務
理学療法士	理学療法業務
管理栄養士	栄養指導業務
看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務
看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
副看護師長	看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務
看護師	看護業務
准看護師	
介護支援専門員	介護支援業務
介護福祉員	介護業務
介護補助員	介護補助業務
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
担当係長	部長が指定する特定の事務の分掌
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主査	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
経理責任者	経理の掌理

出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管
-----	--------------------------------

- 2 前項に規定するもののほか、事務局に、局の特定事務を行うため局付を置くことがある。
- 3 第1項に規定するもののほか、事務局の課に、課の特定事務を行うため課付を置くことがある。
- 4 次の表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる職にある職員をもって充てる。

左欄	右欄
長野県阿南介護老人保健施設所長	長野県立阿南病院長
長野県阿南介護老人保健施設指導部長	長野県立阿南病院副院長（医師である副院長から院長が指定する者）
長野県阿南介護老人保健施設看護部長	長野県立阿南病院看護部長
長野県阿南介護老人保健施設事務部長	長野県立阿南病院事務部長
長野県阿南介護老人保健施設事務部次長	長野県立阿南病院事務部次長
長野県木曽介護老人保健施設所長	長野県立木曽病院長
長野県木曽介護老人保健施設指導部長	長野県立木曽病院副院長（医師である副院長から院長が指定する者）
長野県木曽介護老人保健施設看護部長	長野県立木曽病院看護部長
長野県木曽介護老人保健施設事務部長	長野県立木曽病院事務部長
長野県木曽介護老人保健施設事務部次長	長野県立木曽病院事務部次長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日規程2-1-1）

この規程は、平成23年1月24日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程2-1-2）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。